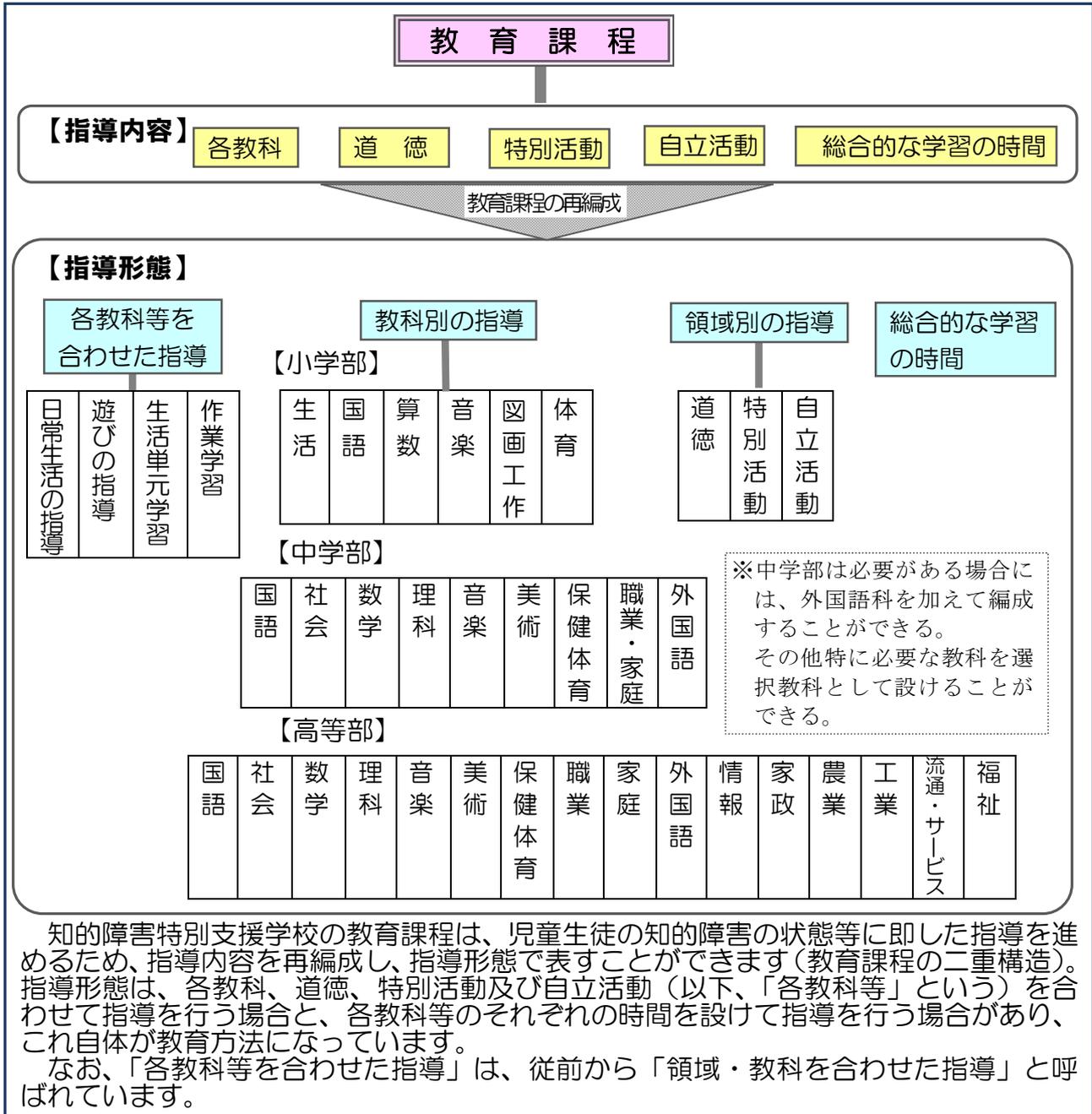


知的障害特別支援学校の教育課程

1 教育課程の構造



2 生活中心の教育

従来から、知的障害教育は「生活中心の教育」だと言われてきました。それは、知的障害のある児童生徒の学習上の特性を考慮しているからです。知的障害のある児童生徒は、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいという特性をもっています。実際的な生活経験が不足しがちになることから、実際の・具体的な内容の指導の方が、抽象的な内容の指導よりも効果的です。

今回の学習指導要領では、各教科等の指導は教育活動全体にわたって「生活に結び付いた効果的な指導」を行うことが重要であると強調されています。このことにより、「生活中心の教育」を一層追究していく必要があります。

3 各教科等を合わせた指導

学校教育法施行規則第 130 条 2 項では、「知的障害者である児童生徒、又は複数の種類の障害を併せ有する児童生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことができる」と規定されています。

知的障害のある児童生徒の教育では、各教科、領域にそれぞれ分けて指導するより、各教科、領域に含まれる内容を統合して、総合的に学習する方が効果的なことから、実際に授業を行う場合の指導の形態として「各教科等を合わせた指導」を設定しています。

【「各教科等を合わせた指導」の考え方】

- ①各教科等を合わせた指導は、各教科や領域の内容を教えるための指導の一形態ですから、学習指導要領において目標や内容が定められているわけではありません。
- ②各教科等の系統性に基づいて組織するのではなく、生活の自然なまとまりに基づいて計画・展開し、生活の系統性を大切にしています。
- ③子どもたちは、様々な活動の結果として、教科や領域の内容を習得することができます。
- ④指導に当たっては、各教科、領域の指導内容を単に寄せ集めるのではなく、児童生徒の実態に応じて分かりやすく、意欲的に取り組める内容にすることが必要です。
- ⑤学校生活や家庭生活、社会生活に直接結び付くような学習を設定することが重要です。

4 教科別の指導

教科別の指導は、学習指導要領における各教科の目標を踏まえ、児童生徒の実態に合わせて、適切な授業を創意工夫する必要があります。学習活動に生活と関連したねらいと活動を十分に取り入れつつ、児童生徒の実態に即して、段階的に指導することが大切です。通常学校の教科をストレートに指導するのではなく、教科指導の順序性や系統性を生活中心の教育の中に生かし、一人一人の子どもに応じたスモールステップを用意して指導するのです。

指導計画の作成に当たっては、他の教科、領域、各教科等を合わせた指導との関連を図ることにも留意します。

5 指導目標や指導内容の設定

今回の改訂では、具体的な指導内容の設定が強調されています。実施の授業において何を指導するのか、各教科等の内容をよく理解し、設定することが大切です。

各教科等を合わせた指導は、指導内容だけでなく指導目標も合わせています。どの指導形態においても、児童生徒の実態把握を基に、集団においては年間指導計画、個においては個別の指導計画に、指導目標と指導内容を位置付けます。

教科別の指導	各教科等を合わせた指導
<p>【指導目標】</p> <p>○それぞれの単元等の指導目標は、学習指導要領の各教科の目標を具体化したものである。</p> <p>【指導内容】</p> <p>○学習指導要領の各教科の内容を踏まえ、児童生徒の実態に応じて、適切な指導内容を設定する。</p>	<p>【指導目標】</p> <p>○それぞれの単元等の特性を踏まえながら、学習指導要領に示されている各教科の目標を包含している。</p> <p>【指導内容】</p> <p>○それぞれの単元等において、各教科のすべての内容を扱う必要はない。学級等の児童生徒が履修する指導内容の全体を見渡し、年間を通して、確実に個々の児童生徒の実態に応じて各教科の内容が扱われていることが必要である。</p>